資料２－１

【まだら本州太平洋北部系群】ステップ２への移行に際して利用する資料

１．資源管理基本方針の一部を変更する告示案についてのパブリックコメント資料

２．令和７管理年度（令和７年７月～令和８年６月）まだら本州太平洋北部系群
漁獲可能量（ＴＡＣ）の設定及び配分について（案）

３．試行目安数量の試算結果（参考）

1. 資源管理基本方針の一部を変更する告示案についてのパブリックコメント資料

「資源管理基本方針の一部を変更する告示案についての意見・情報の募集について」
関係部分抜粋

【変更事項３】「別紙２－42　まだら本州太平洋北部系群」、「別紙２－43　まだら本州日本海北部系群」、「別紙２－44　まだら北海道太平洋」及び「別紙２－45　まだら北海道日本海」における、漁獲可能量の配分の基準等の変更

１　変更の趣旨

（１）特定水産資源である、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋及びまだら北海道日本海については、令和６年７月から資源管理基本方針第１の⑸の①に定めるステップ１（漁業者による漁業法第 30 条に基づく漁獲量等の報告体制並びに農林水産大臣及び都道府県知事による漁獲量等に係る情報収集体制を確立するとともに、対象資源の特性及び当該資源を利用する漁業の実態等を踏まえた管理を実現するための課題を整理し、それらを解決するための取組を行う段階）の取組が行われている。

（２）令和７年７月から、資源管理基本方針第１の⑸の②に定めるステップ２（ステップ１の取組を継続しつつ、漁獲可能量による管理について、法第 15 条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量及び同項第３号の大臣管理漁獲可能量の試行的な配分等を行う段階）に移行するにあたり、「別紙２-42　まだら本州太平洋北部系群」、「別紙２－43　まだら本州日本海北部系群」、「別紙２－44　まだら北海道太平洋」及び「別紙２－45　まだら北海道日本海」について、所要の変更を行う。

２　変更の内容

変更の内容は、別紙４のとおり。

【別紙４】

別紙２－42 まだら本州太平洋北部系群（ステップアップ管理対象資源）

変更箇所	変更後	変更前
第２ 管理年度	７月１日から翌年６月末日まで（ステップ２）	７月１日から翌年６月末日まで（ステップ１）
第６ 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等	１　法第 15 条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量及び同項第３号の大臣管理漁獲可能量並びに国の留保について、「試行水準」として設定する。この場合において、都道府県及び大臣管理区分における管理を行う目安として、２及び３に基づく数量を算出し、「試行目安数量」として提示する。 ２　試行目安数量は、漁獲可能量から国の留保を除いた数量に、令和２年（2020 年）から令和４年（2022 年）までの毎年の漁獲実績の比率の平均値を乗じて算出することを基礎とする。ただし、関係者の間で別段の合意がある場合には、当該合意に基づき算出する。 ３　国の留保は、年によって異なる漁場形成の変動等を勘案して定める。なお、ステップ２において国の留保からの配分を行うこととはしないものの、ステップ３以降の取組に向けて配分の具体的な内容やタイミング等について事前の検討を行うこととする。	本則第１の２⑸②のステップ２の取組を開始する際に定める。

別紙２－43 まだら本州日本海北部系群（ステップアップ管理対象資源）　（省略）

別紙２－44 まだら北海道太平洋（ステップアップ管理対象資源）　（省略）

別紙２－45 まだら北海道日本海（ステップアップ管理対象資源）　（省略）

２．令和７管理年度（令和７年７月～令和８年６月）まだら本州太平洋北部系群漁獲可能量（ＴＡＣ）の設定及び配分について（案）

令和７年４月
水　　産　　庁

１　ＴＡＣ（案）

（１）設定の考え方

令和５年に開催された資源管理方針に関する検討会での取りまとめを踏まえ、資源評価結果及び資源管理基本方針別紙２－42 に定める漁獲シナリオで算定されたＡＢＣ（生物学的許容漁獲量）をＴＡＣとする。

（２）漁獲シナリオの概要

① 親魚量が令和 16 年（2034 年）に、少なくとも 50%の確率で、目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。

② 当該管理年度の資源量に以下の漁獲圧力をかける。

ア 親魚量が限界管理基準値以上にある場合には、最大持続生産量を達成する水準に調整係数（β ：0.75）を乗じた漁獲圧力とする。

イ 親魚量が限界管理基準値を下回るが、禁漁水準以上ある場合には、親魚量の値に応じて上記アの漁獲圧力を更に削減した漁獲圧力とする。

ウ 親魚量が禁漁水準を下回る場合には、漁獲圧力をゼロとする（実際の管理においては、その資源を目的とした採捕が禁止される）。

③ ②により得られる値をＡＢＣとし、ＴＡＣは当該値を超えない量とする。

※ なお、ステップ１・２では、漁業法第 33 条に基づく採捕の停止等の命令は行わないこととしている。

（３）令和７管理年度（令和７年７月～令和８年６月（ステップ２）のＴＡＣ（案）

特定水産資源	ＴＡＣ
まだら本州太平洋北部系群	11,800 トン

（参考１）資源管理の目標

(1) 目標管理基準値：10.9 千トン（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量）
(2) 限界管理基準値：3.2 千トン（最大持続生産量の 60 パーセントを達成する親魚量
(3) 禁漁水準値：0.4 千トン（最大持続生産量の 10 パーセントを達成する親魚量）

（参考２）まだら本州太平洋北部系群ＴＡＣの推移

単位：トン

特定水産資源	R7 年 （案）	R6 年 （2024 年）
まだら本州太平洋北部系群	11,800	6,060

２　配分（案）

ステップ２のため、都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量については、別紙のとおり「試行水準」として設定する。国の留保についても「試行水準」として設定する。

また、都道府県及び大臣管理区分における管理を行う際の目安として、ＴＡＣの全量に過去３か年（令和２年から令和４年まで）の毎年の漁獲実績の比率等の平均値を乗じて算出した数量を「試行目安数量」として提示する。

（別紙）

令和７管理年度まだら本州太平洋北部系群漁獲可能量（ＴＡＣ）の設定及び配分について（案）

特定水産資源	ＴＡＣ（トン）
まだら本州太平洋北部系群	11,800

大臣管理分	
大臣管理区分	数量（トン）
沖合底びき網漁業	試行水準
その他大臣許可漁業	試行水準

知事管理分	
都道府県名	数量（トン）
青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県	試行水準

留保（トン）	試行水準

（参考）

３．試行目安数量の試算結果

令和７管理年度まだら本州太平洋北部系群の試行目安数量（速報値）

管理区分	試行目安数量 （トン）	参考シェア （%）
沖合底びき網漁業	6,022	51.03%
その他大臣許可漁業	0	0.00%
青森県	1,005	8.52%
岩手県	2,732	23.15%
宮城県	1,902	16.12%
福島県	102	0.86%
茨城県	37	0.31%
留保	0	0.00%
合計	11,800	100.0%

※現時点で想定されるＴＡＣの全量（留保＝0 パーセント）に過去３か年（令和２年から令和４年まで）の毎年の漁獲実績の比率等の平均値を乗じて算出した数量。